

## ■計 報■

11月21日	札幌市会員高橋修司氏御母堂日出様	12月5日	札幌市会員菊池秀樹氏御尊父秀雄様
11月24日	小樽市会員中川武弥氏(79歳)	12月5日	十勝会員阿部郁代氏御尊父貢様
11月27日	札幌市会員向當良司氏(82歳)	12月5日	十勝会員安達博昭氏御母堂美津子様
11月28日	石狩会員宮ノ下昭彦氏御尊父辰男様	12月6日	旭川市会員辻 仁様(73歳)
12月1日	旭川市会員竹原昌七氏(82歳)	12月10日	小樽市会員吉澤豊文氏御尊父武司様
12月3日	旭川市会員南茂正氏(68歳)	12月11日	札幌市会員石部基実氏御尊父實様

謹んでご冥福をお祈りいたします

## 「医師のためのやさしい税務と確定申告」冊子の訂正とお知らせ

### 【訂正とお詫び】

本紙第1047号(12月1日発行)付録でお送りした冊子「医師のためのやさしい税務と確定申告」の一部に誤りがありましたので、お詫びして、ご訂正下さいますようお願い申し上げます。

記

### 66ページの「平成17年度所得税青色申告決算書(一般用)」の所得金額45の金額

租税特別措置法第26条を適用した場合、青色申告特別控除額のほか、措置法差額を差し引いた後の金額を記載することになっておりますので、17,982,000円⇒16,115,170円に訂正してください。

### 【お知らせ】

数人の会員から、本紙第1047号(12月1日発行)付録でお送りした「平成17年收入金額月別集計表」等の用紙が足りないとのお問い合わせがあります。

従来配布しておりました青色・白色両用の「租税特別措置法第26条適用計算明細書」については、「平成17年分収入金額月別集計表の記載について」の巻末に記載しておりますが、今回より当会での用紙作成を取り止め、税務署配布の計算用紙を使って計算していただくことになりました。

その理由は、前々年、前年に税務署から配布された青色申告計算書付表(医師・歯科医師用)は、札幌国税局と話し合いの結果、当面は税務署配布の用紙に代えて、北海道医師会作成の「租税特別措置法第26条適用計算明細書」を使用しても良いとの合意を得ておりました。

しかし、本年(平成17年分)からは、全国統一のフォームを税務署より配布することになりましたので、租税特別措置法第26条を適用される会員におかれましては、税務署配布の用紙を使用していただくことになりました。

なお、青色申告特別控除は本号「税務相談室」に掲載しておりますが、租税特別措置法第26条を適用して所得を計算する場合は、自由診療収入と雑収入に対応する所得からしか控除できませんのでご注意ください。